

# 山梨県公報

第千九百二十号

平成二十一年

二月五日

木曜日

## 目次

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 保安林の指定の予定               | 五一 |
| 土地収用事業の認定               | 五一 |
| 道路の区域変更                 | 五三 |
| 都市計画の変更                 | 五三 |
| 公告                      | 五三 |
| 特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)   | 五三 |
| 基本測量の終了                 | 五四 |
| 開発行為に関する工事の完了について       | 五四 |
| 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について | 五四 |
| 正誤                      | 五五 |
| 平成二十年三月三十一日付号外第二十五号中    | 五五 |

## 告示

### 山梨県告示第二十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十一年二月五日

山梨県知事 横内正明

#### 一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町清子字丸山九三七、字古谷戸三四八七、字向林四七五四、四七五五

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

### 三 指定施業要件

#### (一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字古谷戸三四八七・字向林四七五四(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、字丸山九三七、字向林四七五五

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のもとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第二十三号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十條の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成二十一年二月五日

山梨県知事 横内正明

#### 一 起業者の名称

学校法人きのくに子どもの村学園

#### 二 事業の種類

南アルプス子どもの村小学校建設事業及び附帯事業

#### 三 起業地

1 収用の部分 南アルプス市徳永字姥神地内

2 使用の部分 なし

#### 四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

南アルプス子どもの村小学校建設事業及び附帯事業(以下「本件事業」という。)は、法第三条第二十一号に掲げる「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校のための施設」に関する事業及び法第三条第三十五号に掲げる

「事業のために欠くことができない通路、水路、その他の施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第二十条第二号要件

学校法人きのくに子どもの村学園（以下「起業者」という。）は、平成四年四月の設立以来、和歌山県橋本市内に小学校、中学校及び高等専修学校を開校し、さらには福井県勝山市内に小学校及び中学校を開校してきた実績がある。

また、起業者は、本件事業の実施に当たり、既に山梨県からきのくに子どもの村南アルプス小学校設置計画の承認を受けていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第二十条第三号要件

(一) 申請事業の施行により得られる公共の利益

近年、社会や経済のグローバル化が急速に進展し、異なる文化の共存や持続可能な発展に向けて国際協力が求められるとともに、人材育成の面での国際競争も加速していることから、学校教育において外国語教育を充実することが重要な課題の一つとなっている。

こうした中、南アルプス市は、英語教育への取り組みの一つとして、内閣府に対して構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）に基づき起業者を事業主体とした構造改革特別区域計画（南アルプス市バイリンガル教育特区）の申請を行い、その認定を受けた。

こうしたことから、起業者は南アルプス市徳永字姥神地内に「南アルプス子どもの村小学校」を開校し、小学校低学年から英語教育を取り入れた特色ある教育を推進することとしている。

本件事業が完成すると、国際性を身につけた個性豊かな人間形成や自主性、社会性を育てる特色ある教育が可能になるとともに、起業者が行う英語教育は、今後公立学校においても取り入れられる英語教育の参考となり、南アルプス市全体の教育水準の向上が図られるなど、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(二) 申請事業の施行により失われる利益

本件事業の施行により、交通及び排水への影響が考えられるが、起業者は、影

響を最小限に抑えるため、必要な道路拡幅や水路改修を行うこととしている。

また、本件起業地は、文化財保護法による周知の文化財包蔵地に該当しているが、起業者は、南アルプス市教育委員会との協議により、盛土保存等の適切な措置を講ずることとしていることから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較

本件事業の施行位置については、教育を行うために適した環境、騒音及び安全性等を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本件事業の起業地が、これらの要件を満たす最も合理的なものとして決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本件事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第二十条第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性

文部科学省では、現在、学校教育において外国語教育を充実することが重要な課題の一つとなっていることから、学習指導要領を改訂し、平成二十三年度から小学校五、六年生に英語教育を全面实施することとしている。

こうした中、南アルプス市は、構造改革特別区域法に基づき平成二十年三月、起業者を事業主体とした「南アルプス市バイリンガル教育特区」の認定を受け、本件事業を推進している。

また、起業者においては、山梨県から本件小学校の開校時期を平成二十二年四月として設置計画の承認を受け、本件事業を進めている。

これらの状況から、早期に本件事業を施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、関係法令に基づく設置基準及び施設の利用方法等を考慮し、必要とされる施設及び敷地面積を算出して決定されたものであり、

適切であると認められる。

また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、収用することは合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるので、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1 から4までで述べたとおり、本件事業は法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断することができる。

よって、法第二十条の規定により、事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所  
南アルプス市企画部政策秘書課

山梨県告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十一年二月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年二月五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三五八号
- 三 道路の区域

| 区 間                                           | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-----------------------------------------------|----|-----------------|---------------|
|                                               | の別 |                 |               |
| 甲府市中畑町字中町二五五番地先から<br>甲府市上向山町字横田七七三番の一地先ま<br>で | 旧  | 八・五             | 二七三・〇         |
|                                               | 新  | 一一・〇            | 二七三・〇         |

山梨県告示第二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十一年二月五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 都市計画の種類  
甲府都市計画道路  
(三・四・八号 古府中環状浅原橋線)
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域  
縦覧に供する図書に明示する部分
- 三 縦覧場所  
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請  
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年二月五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年一月二十二日
  - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人みつとつげスポーツクラブ
  - 2 代表者の氏名 三浦善明
  - 3 主たる事務所の所在地 山梨県南都留郡西桂町小沼千九百五十四番地
  - 4 定款に記載された目的
- この法人は、地域住民に対して、健康、およびスポーツに関する事業、また、ま

ちづくりの推進を図る活動を行い、青少年の健全育成及び生涯スポーツの振興に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十一年一月二十七日から平成二十一年三月二十六日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年二月五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十一年一月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 コロボックル

2 代表者の氏名 佐橋橘二

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲州市塩山上於曾千五百八十五番地

4 定款に記載された目的

この法人は、水・空気・土壌などの環境を考える場を設け、地域交流を活性化しながら、本来の食の安全・安心を追求し、心豊かな生活を送るための啓蒙活動を行い、地域の発展に貢献する。

三 縦覧期間 平成二十一年一月二十七日から同年三月二十六日まで

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、平成二十一年一月二十日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十一年二月五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 作業種類 基本測量（高密度メッシュ標高データ作成作業）

二 作業期間 平成十九年九月三日から平成二十一年一月七日まで

三 作業地域 山梨県内全域

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十一年二月五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域に含まれる地域の名称

山梨県南都留郡山中湖村平野字柳原五六二の一五、五六二の一六、五六二の三一、五六二の三三、五六二の三九、五六二の四〇及び五六二の四一の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

愛知県名古屋市中区東桜二丁目十八番三十一号 リゾートトラスト株式会社 代表取締役 伊藤勝康

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為及び公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十一年二月五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町清水新居字村中四六〇の一、四六〇の三及び四六〇の四の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

| 公共施設の種類 | 位置及び区域  |
|---------|---------|
| 道路      | 次の図のとおり |
| 水路      |         |

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市後屋町三百六十三番地 日本連合警備株式会社 代表取締役 保坂精治

# 正 誤

|     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|-----|---|---|---|---|

平成二十年三月三十一日山梨県訓令甲第四号（山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令）

|   |   |    |       |       |
|---|---|----|-------|-------|
| 三 | 上 | 十一 | 通所支援課 | 入所支援課 |
|---|---|----|-------|-------|

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番